

WEB等による研修会開催における規程

(趣旨)

第1条 この規程は、WEB等による研修会実施において、日本作業療法士協会の生涯教育ポイント申請・付与及び研修会開催が円滑に行われるための必要事項を定めるものである。

(開催条件)

第2条 双方向性の確保を必須とする。
2 ZOOMミーティングシステム等の使用を推奨する。

(ZOOMミーティングシステム等のアカウント管理)

第3条 アカウントの管理は、新潟県作業療法士会事務局とする。
2 総括管理者は、事務局長とする。
3 事務取扱責任者は、副事務局長又は財務部長とする。
4 事務取扱担当者(指定従業員)は、事務局職員とする。

(生涯教育ポイントの付与要件)

第4条 日本作業療法士協会及び新潟県作業療法士会の両方に入会していること
2 日本作業療法士協会及び新潟県作業療法士会両会の当該年度の会員証の提示、もしくは当該年度の年会費の納入済みが確認可能な領収書などの提示があらかじめ確認できること。
3 生涯教育ポイント付与の基準は、日本作業療法士協会の基準に従う。

(研修会責任者の設置)

第5条 研修会開催にあたり、その研修会担当委員会の担当理事又は業務執行理事が研修会責任者として携わる。
2 担当理事又は業務執行理事の任命により、研修会担当委員会の委員長がその代理として研修会責任者として担うことができる。

(規定の変更)

第6条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附 則

この規程は、令和2年7月8日から施行する。